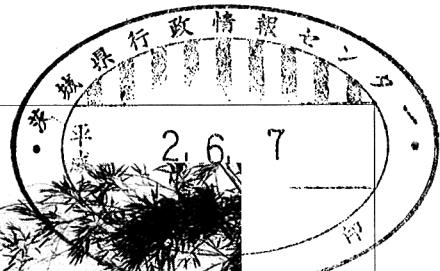


歲

時

記



五月(皐月)

1日(火)。メーデー。毎年5月1日に労働者が休業や示威運動によって、団結と連帯を示す国際的な祭典。1890年に第1回の国際メーデーが挙行され、それ以来、毎年、世界各国で、この行事が行われ、日本では1920年(大正9年)に最初のメーデーが上野公園で行われた。

3日(木)。憲法記念日。1948年(昭和23年)に制定された国民の祝日。日本国憲法は1946年(昭和21年)、11月3日に公布され、1947年(昭和22年)、5月3日に施行された。前文と11章、103条からなる日本の基本法、根本法である。平和主義、国民主権主義、基本的人権の尊重が基本原則である。

5日(土)。こどもの日。子供が健やかに育つことと、子供の幸福を願って国民がこぞって祝う日。日本では、昔から男の子のために、5月5日に端午の節句を祝う習しがあったが、それを現代的に祝うことになり、1948年(昭和23年)に定められた。

6日(日)。立夏。二十四氣の一。夏のはじめ。

13日(日)。母の日。5月の第二日曜日。母の愛を賛美し、感謝を捧げる日。母のある人は赤、母をなくした人は白のカーネーションを胸に飾る。1908年、アメリカのアンナ・ジャービスが母の命日に、花ことばで、母の愛情を意味するカーネーションを教会で配ったのが始まりといわれ、1914年、第28代大統領、威尔ソン時代に普及した。

そ

い

じ

き

5月のおもな行事

- 7~8日 市町村統計主管課長会議(旭村)
- 10~11日 関東ブロック商業動態調査会議(十王町)
- 17~18日 市町村統計主管課長会議(大子町)
- 21~22日 国勢調査地方別庶務主任者事務打合せ会(長野県)
- 21日 市町村民所得推計事務検討会(水戸市)
- 23日 市町村民所得推計事務検討会(土浦市)
- 29日 国調第一次市町村職員事務打合せ会(旭村)
- 30~31日 関東甲信静ブロック統計主管課長会議(栃木県)